枚方市入札・契約制度の概要

(平成30年4月)

枚方市 財務部 契約課

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
入札・契約制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1. 枚方市競争入札への参加について(注意事項その他) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(1)入札参加遵守事項等 ······2
(2)入札参加資格等 ····· 3
(3)入札保証金 ····· 3
2. 電子入札について ・・・・・・・・・・・・・・・3
(1)対象3
(2)枚方市電子入札システムの特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(3)入札参加準備作業 ······ 4
(4)入札の参加手順 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. その他の入札について ・・・・・・・・・・ 7
4. 建設工事入札参加登録業者の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 入札方式について ・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
(1)低入札価格調査制度 ······9
(2)最低制限価格制度 ······9
7. 建設工事における予定価格等の事前公表・事後公表の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・9
8. 対象工事等発注標準 ······10
(1)経営事項審査に関する基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2)実績に関する基準
9. 建設工事の工事現場に配置すべき技術者等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
10. 入札参加件数と受注制限件数 ・・・・・・・・・・・・・・・14
(1)制限付き一般競争入札(建設工事:標準型、公募型、工事希望型) ・・・・・・・・14
(2)制限付き一般競争入札(委託業務:業務希望型) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
11. 入札の辞退 ・・・・・・・・・・・・14
12. 入札の中止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
13. 開札 ······ 15
14. 入札の無効 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

15. 再度入札の取扱い ・・・・・・・17
(1)指名競争入札の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(2)制限付き一般競争入札の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・17
16. 不落随契の取扱い ・・・・・・・17
17. 落札候補最上位者の落札者決定に必要な審査 ・・・・・・・・・・・・・18
18. 落札者の決定 ・・・・・・・・・・・・19
19. 調査基準価格を設定した場合の落札者の決定等(低入札価格調査制度対象工事) ・・・・・・19
20. 落札金額 ·····19
21. 契約の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・20
22. 契約を締結しない場合 ・・・・・・・・・・・・・20
23. 契約書の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・20
24. 市議会の議決を要する契約 ・・・・・・・・・・20
25. 中間前払金制度 ······21
(1)制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)適用要件等 ······21
26. 労務者賃金支払い状況報告書の提出 ・・・・・・・・・・・21
27. 建設工事における中間検査の実施対象 ・・・・・・・・・・・・22
28. 工事実績データの登録(CORINS登録) · · · · · · · · · · · · · · · · 22
29. 施工体制台帳作成及び提出対象・・・・・・・・・・・・・・・22
30. 契約の解除 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
31. 公共工事等からの暴力団排除の取組み ・・・・・・・・・・・23
32. 談合その他不正行為に対する措置 ・・・・・・・・・・23
33. 社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)の未加入対策・・・・・・・・24

はじめに

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、もって 競争性の確保・向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、 毎年度入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

平成30年度についても、建設工事における下請業者に対する社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)加入の義務化など、入札・契約制度の改正 (**) を行いました。

なお、これまでも事業者が事前に設計価格や予定価格等を探るなど「入札又は契約に関し非公表とされている情報を聞き出す行為を行ったとき」は、入札参加停止、指名停止等の措置を講ずるなど厳正な対応を行ってきたところですが、建設工事における予定価格の事後公表化の本格実施に伴い、今後も引き続き、かかる行為に対して厳正な対応を行っていきます。

以下、入札・契約制度の概要をまとめていますのでご確認ください。

(※) 今回の改正内容については、別途、「平成 30 年度入札・契約制度の改正等について」(平成 30 年 2 月 20 日、財契第 101 号)をご参照ください。



1. 枚方市競争入札への参加について (注意事項その他)

本市の発注する建設工事等の入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。) は、枚方市競争入札参加資格申請の上、審査を受け、有資格者名簿に登載されている ことが必要です。

資格申請の時期・要領については、本市ホームページの「枚方市入札・契約情報 契約課ホームページ」(以下「契約課ホームページ」という。)等にて公表します。

(1)入札参加遵守事項等

- ア. 入札者は、枚方市契約規則(以下「規則」という。)及び地方自治法並びに 建設業法等関係法令などを遵守し、これら規則等に抵触する行為、その他の 不正行為を行ってはいけません。
- **イ**. 入札者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めてくだ さい。
- ウ. 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
 - ※ 上記、「ア.からウ.」のような事実を知った場合は、直ちに契約課へ報告 してください。
- エ. 入札者は、入札に際して入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、 不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げ、他の入札者の迷惑になるよう なことを避け、常に公共工事・事業を推進するにふさわしい態度を堅持して ください。
- オ. 入札者は、本市が配布する設計図書等(図面、仕様書、質疑・回答書及び その他配布書類)その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札を行ってくだ さい。
- カ. 事業協同組合と当該組合の構成員である組合員は、同一の入札に参加する ことはできません。

(2)入札参加資格等

入札者のうち、次のいずれかに該当する者は入札に参加できません。

- ア. 入札日又は入札締切日において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。 以下「施行令」という。) 第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者。
- **イ**. 入札日又は入札締切日において、入札に参加する者に必要な資格を有しない者。
- ウ. 入札日又は入札締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に 関する要綱に基づく入札参加(指名)停止措置を受けている者。
- エ. 入札日又は入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、同要綱別表に掲げる措置要件に該当し、入札等除外措置を受けている者。
- オ. 入札日又は入札締切日において、指名競争入札の指名を取り消されている者。
- **カ**. 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者。

(3)入札保証金

入札保証金は、規則第 23 条の規定に該当する場合は免除します。ただし、落札者が契約を締結しないとき、又は「22. 契約を締結しない場合」の各号に該当するときは、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

2. 電子入札について

(1) 対象

制限付き一般競争入札(標準型、公募型、工事希望型、業務希望型)及び指名競争入札の案件を対象とします。

(2) 枚方市電子入札システムの特徴

基本システムは、国土交通省、大阪府、大阪市とほぼ共通した仕様となっていますので、電子入札に必要な JACIC コアコンソーシアムの認定認証局が発行する ICカードも共通で使用可能です。

本市では、参加資格状況申告書と入札書を同時に送信していただく申請同時入札 方式を採用しており、一度送信された情報は、入札締切日まで職員・入札者ともに 知ることのできないよう、厳重にサーバ管理されています。なお、この方式での 操作画面では、入札書が参加資格状況申告書と一体となった形で表示されます。

なお、システムのメンテナンス情報、運用情報は、大阪地域市町村共同利用電子 入札システム(https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/)をご覧ください。

(3)入札参加準備作業

ア. ICカードの取得

本市の電子入札に参加するためには、事前に JACIC コアコンソーシアムの認定認証局が発行する IC カード (国土交通省、大阪府、大阪市と同じであり、共用可能。)を取得し、その IC カードを枚方市電子入札システムに事前に利用者登録する必要があります。なお、認定認証局については、契約課ホームページ内にある「電子入札システムへ」中、「はじめてご利用になる方へ」をご覧ください。

イ. Java ポリシーの設定

電子入札システムに入る前に、各認証局の設定ツールにて、Java ポリシーの設定が必要です。詳細は、「はじめてご利用になる方へ」をご覧ください。

ウ. 利用者登録

はじめて IC カードの利用者登録をする時は、契約課ホームページの「様式 ダウンロード」に掲載されている枚方市電子入札 IC カード登録用パスワード 申請書をダウンロードし、登録の際使用するパスワード(任意の半角英数字6 文字以内)及び返信用メールアドレス等の必要事項を入力の上、契約課へEメ ール (keiyaku@city.hirakata.osaka.jp) に添付して送信してください。

契約課がEメール受信し、電子入札システムにパスワードを登録した後、「パスワード登録しました」とEメールで返信しますので、その後に電子入札システムの利用者登録を行ってください。「建設工事」及び「建設コンサルタント等」の入札においては、それぞれの業種で利用者登録を行った IC カードが必要です。また、「その他委託」の入札においては、「建設工事」又は「建設コンサルタント等」のいずれかで利用者登録を行った IC カードを用いて入札に参加できます。

なお、<u>電子入札システムでは、各自で作成された外字は使用することができません。</u>

(4)入札の参加手順

ここでは、制限付き一般競争入札(標準型、公募型、工事希望型、業務希望型) の入札参加手順について説明します。総合評価制限付き一般競争入札の入札参加 手順については別途お知らせします。指名競争入札については、案件ごとの指名 業者に指名競争入札実施要領を配布します。

ア. 発注内容

発注内容の公告は、発注案件名・案件概要を原則として毎月第3木曜日に契約課ホームページ、別館6階行政資料コーナー及び契約課前のカウンターで行います。(年間スケジュールは、契約課ホームページに掲載しています。)

イ. 設計図書等の取得

電子入札案件の設計図書等は、案件ごとに電子ファイルで配布します。 (※電子ファイルの取得方法は、電子入札システムの発注図書取得から取得 してください。なお、契約課ホームページの「発注図書ダウンロード」からは 取得できませんのでご注意ください。)

ウ. 設計図書等に対する質疑

各案件の公告・公表内容で質疑締切期限を確認し、その締切期日までに本市ホームページの「様式ダウンロード」にある質疑・回答書に記入し、Eメールに添付して契約課へ送信してください。

なお、質疑に対する回答は、契約課ホームページの「質疑回答公表」で行います。

エ. 入札の締切時間等

入札発注案件概要の入札(見積)書受付締切予定日時(操作画面最上段に表示されている時刻が、本システムの時刻の基となります。)までに、<u>見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書の金額欄に入力</u>し、必要書類を添付して電子入札システムで送信してください。

締切間際の送信は、入札参加者数によって送信に時間を要し、締切時間までに到達しないおそれがありますので、入札はゆとりをもって行ってください。 なお入札者は、電子入札システムにより提出した入札書の書換え、引換え 又は撤回をすることができません。

オ. 参加資格の審査

入札締切後に電子入札システム等による入札参加資格の審査を行います。 審査項目は、登録業種、市内外区分、入札参加(指名)停止の有無、入札等 除外措置及び参加資格状況申告書の記入事項です。

審査結果は電子入札システムによる通知とし、参加資格がないとした者に対しては、その理由を付して通知します。なお、契約課ホームページの「発注 案件情報・開札速報検索」の案件内の「資格審査結果・指名情報」に公表します。

力. 開札

開札は、指定した日時に電子入札システムにより行います。

最低の価格をもって入札した者が同額で複数となった場合は、入札参加者が、 入札書に入力したくじ値を基に電子入札システムによりくじ引きを行い、くじ 順位を算出し落札候補最上位者を決定します。なお、落札候補最上位者、参加 者及び入札金額を契約課ホームページの「発注案件情報・開札速報検索」の案 件内の「入札・見積結果情報」に公表します。

▶ 電子入札システムで送信する書類

1. 入力する画面

発注案件の入札書提出を選択すると自動的に入力画面が選択されます。

- (1)競争参加資格確認申請書/入札書 必要事項を入力し、添付欄(添付箇所が異なります。)に必ず下記の書類を 各々添付してください。
- 2. 添付する書類
 - (1) 参加資格状況申告書(添付箇所:入札書中段「添付資料」欄) 契約課ホームページの発注案件情報又は電子入札システムの発注図書取得 よりダウンロードしてください。
 - (2) 価格内訳書・中内訳書(添付箇所:入札書下段「内訳書」欄) 契約課ホームページの発注案件情報又は電子入札システムの発注図書取得 よりダウンロードして使用していただくか、見本にして作成してください。な お、作成される場合は Word 又は Excel にて1ファイル1メガバイト (MB) 以 下で作成し添付してください。

制限付き一般競争入札(業務希望型)は、価格内訳書のみ必要です。

※ 入札金額の内訳書(価格内訳書・中内訳書)提出対象の拡大について

本市では、従前より制限付き一般競争入札にて発注する建設工事について、 入札者に対し入札金額の内訳書(価格内訳書・中内訳書)の提出を求めていま す。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、 平成27年度からは、指名競争入札についても、制限付き一般競争入札と同様、 入札者に対し入札金額の内訳書(価格内訳書・中内訳書)の提出を求めています。

▶ 電子入札システムで送信する書類一覧

区分	入札方式	参加資格状況申告書の添付	価格内訳書・中内訳書の添付
建設工事	制限付き一般競争入札	必 要	<u>必</u> 要
建設 上事	指名競争入札	不 要	<u>必 要</u>
建設コンサルタント業務等	制限付き一般競争入札	必要	必要 (価格内訳書のみ)
	指名競争入札	不 要	不 要

キ. 落札者の決定

開札後、落札候補最上位者と通知された場合は、本市の指定した日時及び 場所に市長が求めた書類等(以下「確認書類等」という。)を提出してくだ さい。提出のない場合は、期限の日時をもって落札候補を取り消します。

落札者決定に必要な審査(以下「審査」という。)の結果をもって落札者を 決定します。落札者と認められない場合は、次順位者以降について順次同様の 審査を行って落札者を決定します。落札者決定後、電子入札システムにより 各入札者に落札決定通知書が発行され、契約課ホームページの「入札結果情報 検索」の案件内の「入札・見積結果情報」に落札結果(くじの場合は、くじの検 証値等詳細)を公表します。

▶ 入札参加書類の送信前に…

本市からの入札に関わる重要なお知らせを契約課ホームページの「緊急連絡 事項」に掲載する場合がありますので、必ず確認してください。

3. その他の入札について

電子入札システムによる入札以外の入札については、書面により競争入札を行います。また、施行令第167条の2に該当する場合は随意契約を行います。入札者及び 見積者は、配布された説明書等に従って入札・見積り合せに参加してください。

4. 建設工事入札参加登録業者の区分

市内業者・準市内業者・その他業者の区分は、下表のとおりです。ただし各区分とも有資格者(入札の参加資格を有する者として登録された者)であること並びに それぞれの区分に掲げられている全ての要件を備えていることが条件です。

市内業者	1.本店所在地が枚方市内に登記されていること。(個人の場合を除く。) 2.建設業の許可に係る主たる営業所が枚方市内にあること。 3.中小企業者(資本金3億円以下又は従業員数が300人以下のものをいう。以下同じ。)であること。
準市内業者	1. 支店、営業所等(以下「支店等」という。)の所在地が枚方市内に登記されており、かつ当該支店等が建設業の許可を受けていること。 2. 支店等に所属する常時雇用している技術者がいること。 3. 支店等が契約を締結する権限を有すること。 4. 中小企業者であること。
その他業者	市内業者及び準市内業者以外のものをいう。

※ 競争入札参加資格申請は、<u>審査基準日において引き続いて1年以上、その営業を行っていること</u>が必要です。

5. 入札方式について

本市における入札方式は、下表のとおりです。

入札方式		札方式	対 象 入 札
	総合評価		施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込した者を落札者とする競争入札です。
	建設工事	標 準 型 (低入札価格調査制度対象)	特殊な工法又は技術等を必要とする建設工事であって、次のいずれかに該当するものを対象とします。 (1)予定価格が2億円以上の土木一式工事 (2)予定価格が4億円以上の建築一式工事 (3)予定価格が1億5,000万円以上の建設工事(土木一式工事及び建築一式工事を除く。) ※上記(1)から(3)に該当する価格以上であっても、特殊な工法又は技術等を必要とする工事と認められない場合は、標準型には該当しません。
制限付き一般競争		公 募 型	市内業者を対象に発注する建設工事であって、次のいずれかに該当するものを対象とします。 (1)予定価格が1億円以上の土木一式工事 (2)予定価格が1億5,000万円以上の建築一式工事 (3)標準型に該当する建設工事のうち、市内業者で施工可能であると市長が認めるもの市内業者が限定される場合や発注時期によっては、競争性や公正性、公平性などの確保の観点から準市内業者やその他業者も含めて対象とします。
争入札		工事希望型	標準型及び公募型以外の建設工事であって、市内業者を対象に発注するもののうち予定価格が250万円以上のものを対象とします。 市内業者が限定されるような工事や発注時期によっては、競争性や公正性、公平性などの確保の観点から準市内業者やその他業者も含めて対象とします。
		業務希望型	予定価格が 500 万円以上の建設コンサルタント業務等及び予定価格が 500 万円以上のその他委託業務のうち市長が必要と認めるものを対象とします。
	物品の納入	物品希望型	物品購入又は賃貸借であって、次のいずれかに該当するものを対象とします。 (1)予定価格が 2,000 万円以上の物品購入 (2)履行期間が 1 年以内の賃貸借のうち、予定価格が 2,000 万円以上のもの (3)履行期間が 1 年を超える賃貸借のうち、予定価格を当該履行期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額が 2,000 万円以上のもの
	指名競争入札		入札者を原則として3名以上指名し、特定多数で行う競争入札です。入札の対象となるのは、予定価格が工事又は製造の請負では130万円超、財産の買入れでは80万円超、物件の借入れでは40万円超、財産の売払い及び物件の貸付けでは30万円超、それ以外の契約では50万円超のもので、施行令第167条の2第1項第2号から第9号までに規定する随意契約に該当しない場合です。なお、本入札については、「10.入札参加件数と受注制限件数」の対象としません。
	随意契約		施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する場合は、見積り合せ 等による随意契約を行います。

6. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度

低入札価格調査制度と最低制限価格制度は、次の案件に適用します。

(1) 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、施行令第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定(施行令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)に基づき、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるかどうかについて判断するために行う調査であって、当該調査を行うかどうか判断する基準となる調査基準価格を下回った場合には、直ちに落札者を決定せず、低入札価格調査を行ったうえで落札者を決定する制度です。

本制度は、建設工事においては「制限付き一般競争入札(標準型)」で発注する 案件、また、委託業務においては予定価格又は単年度あたり1億円以上の案件に それぞれ適用します。なお、総合評価制限付き一般競争入札で発注する案件につい ては、金額にかかわらず本制度を適用します。

(2) 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、疎漏工事・ダンピング受注等を防止するため、施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき、あらかじめ設けられた最低制限価格を下回った価格をもって入札した者を落札者としない制度です。

本制度は、建設工事においては予定価格が 130 万円超の案件(「制限付き一般競争入札(標準型)」で発注する案件を除く。)、また、委託業務においては予定価格が 50 万円超1億円未満の案件にそれぞれ適用します。

7. 建設工事における予定価格等の事前公表・事後公表の区分

建設工事における予定価格等は、下表のとおり全て事後公表となっています。

	予定価格(税込)	予定価格	最低制限価格又は 調査基準価格
指名競争入札	130 万円を超え 250 万円未満	事後公表	事後公表
制限付き一般競争入札 (総合評価一般競争 入札を含む)	250 万円以上	事後公表	事後公表

[※] 調査基準価格は、低入札価格調査制度対象案件において設定。

8. 対象工事等発注標準

(1) 経営事項審査に関する基準

ア. 標準型 (低入札価格調査制度対象)

区分	予定価格(税込)	発注標準
土木一式	2億円以上	総合評定値(P点)1,200点以上
建築一式	4億円以上	総合評定値(P点)1,200点以上
その他	1億5,000万円以上	過去の同規模事業や他市事例等を比較・ 検証し、請負業者資格審査等委員会に おいて決定

▶ 備考

- 1. 「その他」とは、土木一式及び建築一式以外の区分をいう。
- 2. 「総合評定値(P点)」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23 第1項に規定する経営事項審査の結果に係るものをいう。次項及び次表におい て同じ。
- 3. 総合評定値 (P点) は、入札日において最新の有効なものを適用する。

イ. 公募型及び工事希望型

		発 注 標 準		
区分	予定価格(税込)	市内業者	準市内業者	その他業者
		総合点数	総合点数	総合評定値 (P点)
	1,000 万円未満	600 点未満	700 点未満	700 点未満
土木一式	1,000万円以上3,000万 円未満	点数条件なし	点数条件なし	700 点以上
	3,000万円以上9,000万 円未満	600 点以上	700 点以上	700 点以上
	9,000 万円以上	700 点以上	800 点以上	800 点以上
7卦 绞 士	5,000 万円未満	点数条件なし	点数条件なし	700 点以上
建築一式	5,000 万円以上	650 点以上	750 点以上	750 点以上
	2,000 万円未満	650 点未満	750 点未満	750 点未満
管	2,000万円以上4,000万 円未満	点数条件なし	点数条件なし	700 点以上
	4,000 万円以上	650 点以上	750 点以上	750 点以上
	500 万円未満	650 点未満	750 点未満	750 点未満
舗装	500 万円以上 1,000 万円 未満	点数条件なし	点数条件なし	700 点以上
	1,000 万円以上	650 点以上	750 点以上	750 点以上
その他	250 万円以上	点数条件なし	点数条件なし	700 点以上

▶ 備考

- 1. 「その他」とは、土木一式、建築一式、管及び舗装以外の区分をいう。
- 2. 「総合点数」とは、総合評定値 (P点) に発注者別評価点 (ISO 認証取得、労働安全衛生マネジメントシステム認証取得及び障害者雇用の状況を別に定める方法により点数化したものをいう。) を加えたものをいう。
- 3. 総合評定値及び発注者別評価点は、入札日において最新の有効なものを適用 する。

【発注者別評価点】

- ① 品質マネジメントシステム (ISO9001) の認証を取得していること【10点】
- ② 環境マネジメントシステム (ISO14001) の認証を取得していること【10点】
- ③ 労働安全衛生マネジメントシステム(COĤSMS又はOĤSAS18001)の認証を取得していること【20点】
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)に基づく身体 障害者又は知的障害者の雇用義務を達成し、同法第 43 条第7項の規定による 厚生労働大臣への報告をしていること(同項の規定による報告の義務のない者 については、身体障害者又は知的障害者を1人以上雇用していること。)

【10点】

(2) 実績に関する基準

区分	予定価格 (税込)	基 準 内 容	
建設工事	5,000 万円未満	当該建設工事と同種の元請実績	
	5,000 万円以上 1 億円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (当該元請実績に係る契約金額が 2,500 万円以上の ものに限る。)	
	1億円以上 2億円未満	当該建設工事と同種の元請実績 (当該元請実績に係る契約金額が <u>5,000 万円以上</u> の ものに限る。)	
	2億円以上	当該建設工事と同種の元請実績 (当該元請実績に係る契約金額が <u>1億円以上</u> のものに 限る。)	
建設コンサル タント業務等	500 万円以上	当該委託業務と同種の元請実績	

※ 上記実績は、いずれも過去15年以内のものに限ります。

9. 建設工事の工事現場に配置すべき技術者等

請け負った建設工事を施工する工事現場には、当該工事について一定の資格を有する主任技術者又は監理技術者、及び現場代理人の配置が必要です。発注案件ごとに配置技術者の資格等の条件を付しますので、参加資格状況の申告時(指名競争入札においては、落札決定後。)に条件に合った配置予定技術者を届け出てください。

なお、<u>落札候補最上位者となった場合、「配置予定技術者等調書」を提出する時点で、技術者等を参加資格状況の申告時に記入していた者から変更することは可能ですが、それ以後は、退職等のやむを得ない事由以外で技術者等を変更することはできません。</u>

また、契約金額が 3,500 万円以上 (建築一式は 7,000 万円以上) の建設工事は、主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要です(入札公告で専任配置を求めた工事については契約金額にかかわらず専任配置が必要です。)。契約金額が 350 万円以上の建設工事は、現場代理人の専任配置(現場常駐)が必要です(現場代理人は、主任技術者又は監理技術者が兼任することができます。)。

主任技術者、監理技術者及び現場代理人は受注者と直接かつ恒常的雇用関係にあることが必要で、在籍出向者、派遣社員、工事期間のみの短期社員等の配置は認められません。特に契約金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事の場合は、入札の申し込みのあった日以前に、3月以上の恒常的雇用関係にあることが必要です。

 ▶ 入札の申し込みのあった日 制限付き一般競争入札 = 入 札 締 切 日 指 名 競 争 入 札 = 入 札 の 執 行 日 随 意 契 約 = 見 積 書 の 提 出 日

直接かつ恒常的な雇用を確認するため、以下のいずれかの書類の提出を求めます。 以下の書類以外(給与台帳、源泉徴収票等)は雇用を証する書類として認められ ませんのでご注意ください。

- ア. 監理技術者資格者証(表・裏) ※ 所属業者が記載されていること。
- イ. 健康保険被保険者証
- ウ. 住民税特別徴収税額(変更)通知書
- 工. 雇用保険者証

【参考】配置予定技術者等に係る申告について(建設工事及び建設コンサルタント業務等)電子入札システムにて行う建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札の際に添付が必要となっている「参加資格状況申告書」中の配置技術者等に係る申告については、同申告書の送信時点における配置技術者等の氏名記入を必須事項としています。例えば、「技術者が3人のみの事業者が、技術者の専任を求められる契約金額3,500万円以上(建築一式7,000万円以上)の工事に4件以上入札する」などの入札は、虚偽の入札となります。実際に配置できる技術者等の数を超えての入札参加はできませんので、適正な入札を行ってください。

配置技術者等及び現場代理人の専任等の基準一覧表

契 約 金 額	監理技術者又は主任技術者	現場代理人	※営業所専任技術者の工事への配置
3,500 万円以上 (建築7,000 万円以上)	専任		専任を要する工事へ の配置はできない
350 万円以上 3,500 万円未満 (建築 7,000 万円未満)	他の工事 (専任を要 しない工事に限	常駐・専任	専任を要しない工事 への、主任技術者と
350 万円未満	る。)との兼任可	他の工事(350万 円未満に限る。) と兼任可	しての配置は可能

- ※ 営業所の専任技術者は、「専任を要する主任技術者又は監理技術者」及び「現場 代理人」になることができません。
- ▶ 建設業法における技術者等の規定

● 主任技術者(建設業法第26条第1項)

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

● 監理技術者(建設業法第26条第2項)

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の額の合計が 4,000 万円 (建築一式工事の場合は 6,000 万円) 以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

なお、本市の制限付き一般競争入札では、下請契約の請負金額の合計額が概ね 上記の金額以上になると見込まれる工事については、発注条件として特定建設業 の許可及び監理技術者の配置を求めています。

● 現場代理人(建設業法第19条の2第1項)

建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合に、その資格等については、規定されていません。しかし、本市では、工事請負契約約款第 10 条により、工事現場への常駐を求めています。ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

● 専門技術者(建設業法第26条の2)

土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設 業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一定工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることとなっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

● 営業所専任技術者の特例(建設業法第7条第2項、第15条第2項)

営業所専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に専任を要する主任技術者にはなれません。ただし、次の条件を全て満たす場合に、特例として工事現場に専任を要しない工事の主任技術者を兼ねることができます。 (現場代理人は兼ねることができません。)

- 1. 当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- 2. 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所とに間で常時連絡を取りうる体制にあること。(当該営業所が枚方市内にあること。)
- 3. 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

10. 入札参加件数と受注制限件数

(1) 制限付き一般競争入札(建設工事:標準型、公募型、工事希望型)

制限付き一般競争入札(標準型、公募型、工事希望型)において、入札参加できる件数は、同時期に5件(申請中を含む。)までとし、受注は、同一年度内に合計5件(JV受注及び消防組合分を含む。)まで認められます。

また、前年度施工優良者(契約金額が 2,000 万円以上の工事で、前年度に工事が 完成し、工事成績評定結果が 80 点以上であった者)には入札参加件数及び受注制限 件数を1件緩和し6件とします。

ただし、前記の入札参加出来る件数のうち低入札価格調査制度対象工事に入札参加 出来る件数は2件(低入札申請中、審査中を含む。)で、受注は同一年度内に2件 のみとします。

なお、入札参加件数が既契約分(JV 受注及び消防組合分を含み指名競争入札及び 随意契約は除きます。)を含めて申請の制限件数を超えた時は、同時期に申請のあっ た全ての入札が無効となりますのでご注意ください。

(2) 制限付き一般競争入札(委託業務:業務希望型)

電子入札システムにて入札を行う建設コンサルタント業務の制限付き一般競争 入札(業務希望型)において、準市内業者、市外業者に対して入札参加申請制限を 設定する場合、同時期に発注する業種(土木設計、建築設計、測量、地質調査)ごと に入札参加申請の制限件数を設定し、発注表に記載しています。入札参加申請の制限 件数(JV 受注及び消防組合分を含み、指名競争入札及び随意契約は除く。)を超え た時は、同時期に申請のあった全ての入札が無効となりますのでご注意ください。

なお、市内業者及びその他委託 (郵便入札を含む。) の制限付き一般競争入札 (業務希望型) については、入札参加申請件数の制限はありません。

11. 入札の辞退

- **ア**. 電子入札システムによる指名競争入札を辞退しようとする者は、電子入札 システムの辞退届を提出してください。
- イ. 電子入札システムによる制限付き一般競争入札にあっては、入札書受信確認 後の辞退はできません。
- **ウ**. 入札者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札等について不利益 な取り扱いを受けることはありません。

12. 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は入札を中止し、又は入札期日を延期します。

- ア. 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- イ. 入札者又は入札の参加資格の審査により当該入札の参加を認められた者が 2人に満たないとき。

ただし、制限付き一般競争入札に付したが、入札参加者が2者に満たないため中止となった案件について、公告を再度行って制限付き一般競争入札に付し、入札参加者が1者であった場合は入札中止とせず、当該入札参加者を落札候補者とした場合は、落札者決定に必要な審査を経て契約を締結する。

- **ウ**. 電子入札システムにおいて、システムに障害が生じたとき。
- エ. 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

13. 開札

電子入札システムによる指名競争入札の開札は、指定した日時にシステムにより行います。最低の価格をもって入札した者が同額で複数となった場合は、入札参加者が、入札書に入力したくじ値を基にシステムによりくじ引きを行い、くじ順位を算出し落札者を決定します。なお、落札決定のお知らせについては、入札参加者全者に電子入札システムから落札者と決定金額が記載された落札決定通知書を交付します。契約課ホームページの入札結果情報からは閲覧できませんのでご注意ください。

電子入札システムによる制限付き一般競争入札の開札については「2.電子入札について」(4)カ.をご覧ください。

電子入札システム以外の開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において、入札 者等立会いのもとに行います。入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係 のない本市職員を立ち会わせるものとします。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア. 入札参加資格の要件を満たさない者が行った入札又は規則第 29 条第 3 項の 規定による確認を受けない代理人が行った入札
- **イ**. 指定の日時までに提出又は到着しなかった入札
- ウ. 入札保証金、申込保証金及び競り売り参加の保証金(以下「入札保証金等」 という。)の納付を要する入札において入札保証金等を納付しない者又は入札 保証金等が所定の額に達しない者が行った入札
- エ. 入札者の記名押印のない入札(電子入札の場合は電子署名)

- オ. 同一入札において入札者又はその代理人が2以上の入札を行ったその全部 の入札
- **カ**. 同一入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札を行ったその双方 の入札
- キ. 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- **ク**. 入札に関し、不正な行為により行われ、又は不正な行為があると疑うに足りる事実がある入札
- ケ. 金額を訂正した入札
- **コ**. 電子入札システムを用いた入札において、電子入札システム以外の方法に より行った入札
- サ. 電子入札システムを用いた一般競争入札等において、市長が定める期限までに、入札参加資格の要件の確認のための書類、資料等(以下「参加資格状況申告書等」という。)若しくは当該入札に係る価格の根拠となる価格内訳書の提出がないもの又は参加資格状況申告書等に不備若しくは虚偽の記載があるもの
- シ. 前各項に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(例示)

- ➤ 入札参加件数が既契約分(JV 及び消防組合分を含み、総合評価一般競争入札 (簡易型)、指名競争入札及び随意契約を除く。)を含めて、申請の制限件数 を超えたときは、申請のあった全部の入札。
- ▶ 事業協同組合と当該組合の構成員である組合員が同一の入札に参加した時は、 参加したすべての者の入札。

15. 再度入札の取扱い

指名競争入札又は制限付き一般競争入札において、次に該当する場合は、再度入札を行います。ただし、最低入札額が予定価格の 100 分の 130 に相当する価格を上回るときについては、原則として再度入札を行いません。

最低制限価格設定の対象案件

開札の結果、予定価格から最低制限価格の範囲内の価格の入札がないとき。 ただし、最低制限価格を下回る価格で入札した者は再度入札に参加すること ができません。

低入札価格調査制度の対象案件

開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき。

なお、上記の両対象案件とも、再度入札を行っても同様の開札結果であったときは、 不調とします。

入札方式別の再度入札の取扱いは、以下のとおりです。

(1) 指名競争入札の場合

電子入札システムによる場合は、FAX 等により直ちに指名業者に再度入札の旨を通知し、電子入札システムにより再度入札を行います。

また、電子入札システム以外の場合は、直ちに再度入札を行います。

(2) 制限付き一般競争入札の場合

制限付き一般競争入札においては、入札参加者に再度入札の旨を通知し、電子入札システム又はその他本市が示す方法により再度入札を行います。

ただし、業務委託(建設コンサルタント等含む)にあっては、再度公告を行って実施する入札(いわゆる「再発注」案件。)に限り、再度入札を行います。

16. 不落随契の取扱い

不落随契(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約)については、入札の競争性の一層の向上を図る観点から、平成17年度より工事及び工事に係る調査、設計、測量業務委託(以下「工事等」という。)について原則廃止としました。

しかしながら、今般、全国的に大型建築工事を中心とした入札不調・不応札(以下「不調等」という。)が多発し、また、本市においても工事で同様の事案があり、今後も工事等に係る不調等が懸念されることから、平成26年度より、「制限付き一般競争入札が不調等に終わり、再度公告を行って実施する入札(いわゆる「再発注」案件)」については、市民生活に影響がある等その事業内容に急迫性が認められる場合に限り不落随契を行うことができる取扱いとしています。

(参考)

地方自治法施行令〈抜粋〉

(随意契約)

- 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - (8) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を 除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更する ことができない。

17. 落札候補最上位者の落札者決定に必要な審査

落札候補最上位者と通知された者は、市の指定する日時に確認書類等を持参し、審査を受けなければなりません。審査で落札者としての要件を満たしていると確認ができた時点で落札候補者が落札者となります。確認ができない場合は、当該落札候補者を落札者とせず次順位の落札候補者に対し同様の審査を行い、当該落札者が決定できるまで繰り返します。

落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者を落札者としません。

- **ア**. 価格内訳書がないとき又は価格内訳書に不備があるとき。
- **イ**. 確認書類等が必要な場合にその書類を提出しないとき。
- ウ. 確認書類等に不備又は虚偽の記載があるとき。
- 工. 入札参加制限件数、受注制限件数を超えて入札したとき。
- オ. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加 (指名)停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当した とき。
- **カ**. 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、同要綱別表に掲げる措置 要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。
- キ. 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けた とき。
- **ク**. 建設業法第29条の規定による許可の取消処分を受けたとき。
- ケ. 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- コ. 社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)に未加入であるとき。 (ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。)

18. 落札者の決定

- ア. 有効な入札を行った入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者(開札後に審査を行う場合は、落札候補最上位者)とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者(落札候補最上位者)とします。
- **イ**. 開札の結果、落札となるべき価格で入札をした者が2人以上あるときは、 直ちに、当該入札を行った者にくじを引かせて落札者(落札候補最上位者)を 決定します。
- ウ. 落札者(落札候補最上位者)を決定したときは、当該落札者(落札候補 最上位者)に電子、口頭又は書面でその旨を通知します。
- エ. 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったときは入札妨害等として 指名停止措置を行います。この場合において当該落札者は、違約金として落札 金額の100分の3に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

なお、電子入札については「2.電子入札について」(4)キ.をご覧ください。

19. 調査基準価格を設定した場合の落札者の決定等(低入札価格調査制度対象工事)

調査基準価格を下回る価格で入札した者で、開札後の数値的判断基準値による第1 次調査を経て、契約課より落札候補者と通知された者は、低入札価格調査関係書類を 開札日の翌日(その日が休日にあたるときは、その翌日(休日が連続するときは、休 日の最終日の翌日)。)の午後5時までに契約課に必ず提出しなければなりません。 なお、期限までに提出がない場合は落札候補を取り消します。

低入札価格調査関係書類を提出した落札候補者に対しては、第2次調査を行い、 低入札価格調査委員会で審査します。審査の結果、落札候補者が、当該契約の内容に 適合した履行がされないと認められる場合は落札者とせず、次順位の入札者に対して 調査及び審査(調査基準価格を下回っている場合。)を行い、その結果により落札者 とするか否かを決定します。その後もまた同様とします。

なお、低入札価格調査関係書類以外の審査及び調査基準価格以上の額で入札した 入札者の審査は、「17. 落札候補最上位者の落札者決定に必要な審査」に基づいて 行います。

20. 落札金額

落札金額は、入札書の金額欄に入力又は記入した金額に 100 分の 108 を乗じて得た額 (1円未満の端数は切り捨てる。) とします。

21. 契約の締結

落札者は、建設工事に関する契約にあっては契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の額の契約保証金又は規則第49条で準用する規則第22条第1項の規定に基づく担保を契約書の提出と同時に納付してください。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでありません。

なお、契約書は本市所定のものを使用します。

22. 契約を締結しない場合

入札(締切)日から契約締結日までの期間において、落札者が次のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しません。この場合において当該落札者は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

- ア. 枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加(指名)停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- **イ**. 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、同要綱別表に掲げる措置 要件に該当し、入札等除外措置を受けたとき。
- ウ. 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けた とき。
- エ. 建設業法第29条の規定による許可の取消処分を受けたとき。
- オ. 業務委託を行うに必要とする許可等が取消されたとき。

23. 契約書の提出

落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日(市の休日を除く。) 以内に記名押印した契約書、その他契約に必要な書類を提出してください。

また、落札した建設工事が市議会の議決に付すべき契約であるときは、落札決定の 通知を受けた日の翌日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に記名押印した 仮契約書、その他契約に必要な書類を提出してください。

24. 市議会の議決を要する契約

市議会の議決に付すべき契約については、落札者決定後仮契約を締結し、市議会の 議決後に本契約の締結をします。

入札締切日から本契約締結日までの期間において、落札者が「22. 契約を締結しない場合」のア. からエ. のいずれかに該当する場合は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行います。仮契約を締結しない又は仮契約の解除を行う場合、当該落札者は、違約金として落札金額の 100 分の3に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

25. 中間前払金制度

中小建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保を図るため、次のとおり中間前払金制度を実施しています。

なお、本制度の対象は、建設工事のみです。

(1)制度の概要

既に前払金(契約金額の40%以内)として支払いをした建設工事において、一定の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として契約金額の20%以内の前払金を追加で支払うことができるものです。

中間前払金は、部分払に比べて手続が簡素化・迅速化され、認定請求から支払 までの期間が短く済むことになります。

(2) 適用要件等

- ア. 契約金額が200万円以上で、工期が2月以上の工事であること。
- イ. 既に前払金(契約金額の40%以内)の支払いを受けていること。
- **ウ**. 工期の2分の1を経過していること。
- **エ**. 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- **オ**. 工事の進捗出来高が契約金額の2分の1以上の額に達していること。

対象工事の受注者は、原則として部分払と中間前払金のいずれかを、契約締結後に 選択するもので、前払金の支払い限度額は1の予算年度内において従来の「前払金 2億円」に加えて、「中間前払金1億円」となります。

なお、詳細は、「枚方市公共工事の前払金に関する規則」をご参照ください。

26. 労務者賃金支払い状況報告書の提出

従事する労務者に対して、適正な賃金支払いが行われていることを確認するため、 下記のとおり「労務者賃金支払い状況報告書」の提出を求めます。

ア. 建設工事

発注時に特定建設業の許可を求めるすべての案件が対象

イ. 委託業務

契約金額 500 万円以上の清掃業務など、労務提供を主とする委託業務が対象

報告書の提出時期については、建設工事は完了検査時に、委託業務は業務完了時に 提出を求めます(複数年度契約の場合については、年度終了ごとに提出を求めます。)。

27. 建設工事における中間検査の実施対象

建設工事の品質確保のため、発注時に特定建設業の許可を求めるすべての案件について、中間検査を実施します。

28. 工事実績データの登録 (CORINS 登録)

配置技術者の専任性の確認等により適切な施工体制の確保を図るため、次のとおり工事実績データの登録(CORINS 登録)を受注者に求めます。

なお、登録完了後、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を 印刷し、その写しを直ちに監督職員に提出してください。

ア. 登録の対象金額

受注時又は変更時における契約金額が、500万円(税込)以上のすべての工事

イ. 登録の種類及び登録申請の期限

・受注登録:契約後、10日以内(市の休日を除く。)

・変更登録:変更があった日から、10日以内(市の休日を除く。)

・竣工登録:工事完成後、10日以内(市の休日を除く。)

29. 施工体制台帳の作成及び提出対象

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴い、受注者が下請契約を締結するときは、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、その写しを必ず発注者に提出することが必要となっています。

30. 契約の解除

契約を締結した後、受注者が規則、契約条項に違反したときは、契約を解除することがあります。

契約を解除した場合、契約者は、違約金として、建設工事に係る契約にあっては 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額、その他の契約にあっては契約金額の 100 分 の 5 に相当する金額を本市に支払わなければなりません。

31. 公共工事等からの暴力団排除の取組み

枚方市暴力団排除条例の施行(平成25年4月1日施行)に伴い、本市が発注する 契約からの暴力団排除を一層推進するため、枚方市・大阪府警察本部・所轄警察署間 相互の連絡協議をより緊密にするとともに、次の取組みを実施しています。

▶ 誓約書等の提出

本市競争入札参加資格申請時において、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書及び役員等に関する調書の提出を求めます(誓約書等を提出しない事業者には入札参加資格を与えません)。

また、本市の業務を受注した場合で、かつそのうち500万円以上を下請負人等に下請けさせる場合は、別途、下請負人等による誓約書及び役員等に関する調書の提出について、受注者を通じ求めます(下表参照)。

		対象契約 金額(※)	求める相手	提出時期 (提出の方法)
建設	七事		下請負人等、第二次以下の下請契約の当事者	 契約相手方と
委	出	500 万円 以上	再委託先、第二次以下の再委託先	して決定した 時点(受注者
物	品		仕入先又はリース契約における再委託先	を通じ提出)

(※) 元請と下請等との下請契約、又は下請等と第二次下請等との下請間契約も 含む。

▶ 違約金の徴収規定

契約約款において、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると判明した場合に 係る違約金の徴収を規定しています。なお、当該違約金は、契約の全部又は一部を 解除するか否かにかかわらず徴収します。

32. 談合その他不正行為に対する措置

- ア. 入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会 及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応します。
- **イ**. 本市より、入札、契約に関する不正行為等に係る調査、事情聴取、指示等を 受けた場合は、それに協力しなければなりません。なお、協力しない場合は 入札参加(指名)停止の措置を行います。
- ウ. 落札者が契約を締結した場合において、契約者が本市発注の案件について、 次のいずれかに該当した場合は、本市が契約を解除するか否かを問わず、契約 者は賠償金として契約金額の 100 分の 20 に相当する金額を本市に支払わなけ ればなりません。

- > 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。 以下「独占禁止法」という。)の規定による排除措置命令又は課徴金の納付 命令が確定したとき。(同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付 すべき事業者が、同条第 10 項の規定により納付命令を受けなかったときを 含む。)
- ▶ 刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- ▶ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

33. 社会保険 (雇用保険、健康保険及び厚生年金保険) の未加入対策

平成28年4月1日から建設事業者の社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)の未加入対策を実施していますが、平成30年4月1日から新たに以下の対策を実施します。

なお、本対策は、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を 構築するとともに、事業者の持続的な発展に資することを目的としています。

▶ 建設工事

(1) 本市発注の建設工事の受注に当たっては、各発注案件の入札参加時に社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)の加入を資格要件とします。 (未加入の建設事業者は、入札に参加することができません。ただし、各保険について法令による加入義務がない場合は除きます。)

ア. 対象

枚方市発注の建設工事 (制限付き一般競争入札・指名競争入札・見積り合せ)

イ. 加入状況の確認

次の資料等により行います。

- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ・上記の資料で確認できない場合は、公共職業安定所発行の「雇用保険 適用事業所設置届事業主控」及び年金事務所発行の「健康保険・厚生 年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書」など。
- (2) 本市が発注する建設工事の元請業者に対し、社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)に未加入である建設業者を一次下請業者とすることを原則として禁止します。(ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合は除きます。)

<加入が確認できない場合における元請業者に対する措置>

- ① 元請業者に対して1ヶ月の指名停止措置を行います。
- ② 指名停止措置に伴い工事成績評定から6点を減点します。
- ※ ただし、上記措置は、平成31年4月1日から実施します。

▶ 業務委託

業務委託(建設コンサルタント等含む)競争入札参加資格申請時に、社会保険(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)の加入を義務付けます。ただし、法令による加入義務がない事業者は除きます。

<加入が確認できない場合における事業者に対する措置> 社会保険の加入が確認できない当該事業者については、本市への業者登録ができないものとします。

※ ただし、実施については、業務委託に係る競争入札参加資格申請の更新時期である平成33年4月1日からとし、それまでの間は経過措置として、現行の登録業者に対し、平成30年4月1日から1年間を周知期間とした後に、平成31年4月1日から社会保険加入状況申出書の提出を求め、その結果、法令による加入義務がない場合を除き、加入の確認ができなかった登録業者に対しては、平成31年10月1日から入札に参加できないものとします。

以上

枚方市 財務部 契約課 平成 30 年 4 月